

- (2) 會社が労働組合の健全なる発達を希望し出版労働組合に対し金二萬円を寄附す
- (3) 出版労働組合は會社の従業員が組合より脱退することを見計らふこと、而して今後會社従業員に対し同盟勧誘をなさざること
- (4) 日進十二日間の日給半額を支給す
- (5) 購買組合共働社に貸付けたる金七千円は寄附することを以て共働社を解散すること

右回答に対し職工側代表は

(1) 會社は幾何の職工を解雇するや不明なるも會社の回答を無條件承認せんか、出版労働組合第一支部は金減するの外なし、然るに僅か二萬円の年当金にては到底妥協すること能はず、故に全負復職を要望す。

(2) 購買組合共働社の解散は應じ難し

と反駁し、爲めに會社は共働社の件を撤回し、組合への寄附金二萬円は解雇者への見舞金とし復業者の年当は日給十日分とすと譲歩した。

立會人、石山、皆川の両名との間に在りて爭議継続の不利を論じ、切に妥協を説きたるも職工側の主張堅く、本文交渉は一時保留することゝあつた。

其の後石山、皆川等救次に互りて協調を懇懇したる結果両者は漸く態度を和らげ、二月十八日再び工業倶楽部に懇談を重ね終つた左記の如き協案成立し、會社側は重役會議、職工側は爭議大會と各々承認を経て翌十九日正午調印を済すこととした。

左記

共同印刷株式會社専務取締役吉谷専吉と同社工場従業員代表高田石倉、大西、中尾、安藤、南とは大正十五年二月十八日石山賢吉、皆川省三両氏立會